

徳島県告示第五百八号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
基本測量（電子基準点現地調査）	阿南市 勝浦郡勝浦町 那賀郡那賀町 海部 郡美波町 海部郡海陽 町 名東郡佐那河内村	令和四年八月一日から 令和五年二月二十八日まで